

新潟地方裁判所委員会（第32回）議事概要

- 1 日時 平成28年7月14日（木）午後2時から午後3時30分
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席委員
荒川義克，東寛，安中康裕，加藤裕，佐藤孝一，鈴木高志，竹下雄，田巻弘之，都築政則，西森政一，丹羽正夫（欠席委員 金子修，川崎泰）（五十音順，敬称略）
- 4 全体概要
 - (1) 新委員からの自己紹介
 - (2) 意見交換
新潟地方裁判所における要配慮者への対応について
- 5 意見交換の概要

【以下，発言者は，◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，▼事務局と表示】

 - ◎ 利用しやすい裁判所を実現するという観点からは，障害者，高齢者や乳幼児等の要配慮者への対応について，裁判所として適切に取り組む必要があります。そこで，今回は，新潟地方裁判所における要配慮者への対応について意見交換をさせていただきます。
 - (1) 施設面について
意見交換に先立ち，事務局（会計課長）から，裁判所におけるバリアフリーの取組について説明した。
主な意見等は，以下のとおり。
 - 管内の支部などでは，エレベーターが備え付けられていない庁もありますが，そのような庁では，歩行困難な者が来た場合にどのように対応していますか。
 - ◎ エレベーターが設置されていない庁では，歩行困難な者が関与する事件については，1階のラウンド法廷で極力期日を行う運用としていたり，2階の法廷で手続を行わなければならないときには，車いすを職員が担ぎ上げたりして対応しています。
 - ▼ 既存の庁舎に新規でエレベーターを設置するのは，耐震強度との関係で難しいですが，エレベーターの設置がない庁の1階には，概ね法廷が備え置かれていますので，具体的な不便はほとんど生じていないと考えます。
 - 以前，観光関係の職務をしていた時の話ですが，観光関係ではカラフルな表示が多いところ，色弱の方にはむしろ判別が難しいので，モノクロ表示の方が良いという意見をいただいたことがありました。確かにカラフルな表示はわかりやすいと思いますが，必ずしもそうではない場合もありますので，参考にお話しします。
 - 本日初めて裁判所に来ましたが，庁舎内のサインが充実していると思いました。私自身小さい子供がいるので，外出するとトイレや授乳室の表示をつい探してしまうのですが，裁判所ではわかりやすく表示されていたことから，親しみを覚えました。

- 施設面については、バリアフリーの観点の外に、床面がスリップしづらい素材であるか等安全管理面での検討も必要になると思いますが、その点はどうでしょうか。
- ▼ 段差については解消する取組をしていますし、滑りやすいと思われる場所には手すりを設置しています。また、床面の素材についても、最近の庁舎改修や新営においては、滑りにくいものを選ぶようにしています。

(2) 裁判手続面について

ア 物的な配慮について

意見交換に先立ち、事務局（刑事首席書記官）から、裁判所における要配慮者に対する備品等（点字翻訳器、音声コード読取器、拡大読書器、磁気ループ、補聴器、筆談器等）の物的な配慮について説明した。

主な意見等は、以下のとおり。

- 備品等について説明していただきましたが、裁判所は非常に物的に充実していると感じました。
- ▼ 磁気ループについては、補聴器よりも良く聞こえるという意見をいただいていますし、実際に高齢者の当事者で利用することがあります。また、平成23年9月に社団法人聴覚障害者協会と手話通訳派遣の覚書を締結し、手話通訳について全面的にバックアップするとのお話をいただいています。
- ▼ 実際に裁判員候補者に対する案内の書面にも音声コードを付していて、視覚障害のある裁判員候補者が受領してもその内容がわかるように配慮しています。また、音声コード読取器については、自前の物を持っている人もいますし、市区町村などの公共機関に備えられているということも聞いています。
- 視覚障害のある方や聴覚障害のある方などの対応として、様々な面で非常に行き届いているように感じます。これ以上目指すところがあるのでしょうか。
- ▼ 説明した備品等は、これまで色々な機会に整備されてきたものであり、既に整備されたこれらの備品で問題なく対応できる場合が多いと考えます。ただ、個別の事件において、別途対応を求められることもあると思いますので、事前に特有の事情について情報収集し、個別に対応を検討するというところもあると考えます。
- 今回紹介していただいた備品等は、全国どこにも整備されているのでしょうか。
- ▼ 全国の裁判所に備え付けられていると思いますが、基本的に本庁に備え付けられています。新潟でも、管内支部には備え付けられていないところもありますので、必要があれば貸し出すことにしています。

イ 裁判手続上の配慮について

意見交換に先立ち、事務局（民事首席書記官）から要配慮者に対する口頭弁論期日における配慮の実例（車いす、控室の準備等休憩に関する配慮、進行上の配慮、期日指定の配慮等）について説明した。

主な意見等は、以下のとおり。

- ◎ 裁判所としては、当事者から伝えられた物的な要望や手続上の要望についても、

できる限り対応させていただいたと考えています。

- 当事者にもいろいろな状況の方がいるので、個別に対応しなければならないという点が大変だと思いました。
- このような事件については、要望に対応することで裁判手続自体が遅くなってしまふことが考えられますが、その点はやむを得ないと感じます。

(3) 研修面について

意見交換に先立ち、事務局（総務課長）から、新潟地方裁判所で実施している要配慮者研修等について説明した。

主な意見等は、以下のとおり。

- 要配慮者研修について、午後半日くらいで実施しているとのことですが、一般的には、これくらいの時間で行うことが多いので、妥当だと思います。
- 要配慮者研修により、意識啓発が行われたという点は非常に良いと思います。
- 以前働いていた部署で、様々な機器があったものの、訓練等をしていなかったことから、実際の場面で使用するのが難しかったということがありました。実際に動くためには、意識を高めるだけでなく訓練をしておく必要があるというのを感じましたが、例えば、先ほど説明があった昇降機の操作については、全職員が習熟している状況となっているのでしょうか。
- ▼ 実際の運用に不都合はないのですが、全職員が習熟しているとは言えない状況です。
- ◎ 御指摘のとおり、要配慮者に対する配慮をする側として、機器の操作に習熟する必要があります。今後検討をしたいと考えます。
- 今回説明を受けた内容は、身体的な障害を有する者への対応が中心になっています。しかし、実際の場面では、精神的な障害を有する者への対応に苦慮することもあります。裁判所では、どのように工夫していますか。
- ▼ 精神的な障害があるかどうかは一見してわからないことも多く、具体的に工夫をお伝えすることは難しいです。もっとも、裁判所にはさまざまな方が来られることから、対応に苦慮する場面もあります。なるべく円滑に対応できるように、職員に対して接遇研修を行っていますが、それで十分対応できるということだけでなく、最終的に個々の職員が丁寧に話を聞いて対応するというのが現状です。また、事件部で対応した場合に、それ以上の対応が難しくなったときには、総務課が引き継いで対応するなど組織的な対応をするように心がけています。
- 私の職場では、困難な対応に当たっては、保健師やケースワーカーなどの専門家に引き継ぐというように職場内でサポートしあうこともあります。
- ◎ 貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。本日の御意見を参考に今後も要配慮者への取り組みを進めていきたいと考えます。

6 次回期日

平成29年1月18日（水）午後2時から（1時間半程度）